

提出内容

受付番号	201305310000102098
提出日時	2013年05月31日 10時37分

案件番号	145208168
案件名	「行政不服審査制度の見直しについて（案）」に関する意見募集
所管府省・部局名等	総務省行政管理局行政手続室（Tel:03-5253-5353 FAX:03-5253-5350）
意見・情報受付開始日	2013年05月14日
意見・情報受付締切日	2013年05月31日

郵便番号	151-0051
住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12
氏名	全国青年税理士連盟
連絡先電話番号	03-3354-4162
連絡先メールアドレス	zensei@khaki.plala.or.jp

提出意見	<p>【1】 p 18 / 第4. 関係法令の改正 / 2. 不服申立前置 について</p> <p>【総務省案】</p> <p>不服申立構造の見直しの一環として、不服申立前置についても、所要の見直しを行うこととし、以下の基準を基本として見直しを行い、所要の規定の整備を行う方向で、更に検討を進める。</p> <p>(1) 大量性（不服申立前置の対象となる不服申立てが大量であるか） (2) 第三者機関の関与（専門技術性及び公正性を有する第三者的機関が不服申立ての審理に関与しているか） (3) 専門技術性（不服申立てを経ないで訴訟が提起された場合には裁判所の審理に支障を来すと認められるような専門技術性を有するか）</p> <p>【意見】</p> <p>国税に関して、単純に異議申立てを廃止し審査請求に一元化するのではなく、現行の異議申立て、審査請求を経た後でなければ提訴できないという「不服申立前置主義の強制」を廃止し、納税者の選択制とすべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>国税通則法においては、青色申告に係る更正処分に不服がある場合等以外は、原則として処分庁に対する異議申立てと国税不服審判所に対する審査請求の二段階の不服申立てを経た後でなければ提訴できないという二重の前置主義が採用されている。しかし、この二重の前置主義は、元々、不服申立てに期待していない納税者に対しては過度な負担を強いているといえ、納税者の利便性の観点から見直す必要がある。他方、現行の異議申立制度が納税者の権利救済制度の手段として一定の機能を果たしているという面は無視できず、単純に異議申立てを廃止することには問題がある。</p> <p>よって、納税者の判断により、異議申立て・審査請求・訴訟のいずれの権利救済制度でも選択できる制度とすべきである。</p> <p>【2】 p 20 / 第4. 関係法令の改正 / 3. 代理人制度 について</p> <p>【総務省案】</p> <p>個別の士業への代理権の付与については、今般の行政不服審査制度の見直しとは別に検討されるべき。</p> <p>【意見】</p> <p>別に検討される場合においても、税務行政の分野に関する不服申立については、国民の安全性の確保から、代理人は税理士に限るべきである。</p>
------	---